

平成 28 年 度

菟 田 町 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

菟 田 町 監 査 委 員

29 苧 監 第 5 1 号
平成 29 年 8 月 9 日

苧田町長 吉 廣 啓 子 様

苧田町監査委員 塩 田 繁

同 常 廣 直 行

平成 28 年度決算に基づく苧田町健全化判断比率

及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見を付して提出する。

平成28年度荏田町健全化判断比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成28年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

第2 審査の期間

平成29年8月3日から8月8日

第3 審査の方法

審査は、町長から審査に付された平成28年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係法令に準拠し、適正に算定されているか、算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された平成28年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

健全化判断比率は、下記のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比 率	28年度	—	—	11.4	105.2
	27年度	—	—	10.7	120.7
	対前年度増減	—	—	0.7	△ 15.5
早期健全化基準		13.65	18.65	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がない場合は「—」を記載した。

※個別意見

①実質赤字比率について

平成28年度は、実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は、△10.23%（△は黒字を意味している。以下同じ。）となっており、早期健全化基準の13.64%と比較するとこれを下回り、良好な状態にあると認められた。

②連結実質赤字比率について

平成28年度は、連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率は、△27.71%となっており、早期健全化基準の18.64%と比較するとこれを下回り、良好な状態にあると認められた。

③実質公債費比率について

実質公債費比率（3ヵ年平均）は11.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。前年度から0.7ポイント悪化した要因は、地方債の元利償還金が増加したこと、基準財政需要額算入額が減少したことによる。

④将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は105.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。前年度から15.5ポイントと大きく改善した主な要因は、将来負担額の減少と充当可能基金額が642,120千円と増加したためである。

第5 総合意見

財政状況に僅かながら改善の兆しが見られる。4つの健全化指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率は現状では29年度に地方債の償還がピークを迎えることとなり、今後好転することが予想される。将来負担比率は大きく改善はされたもののまだ高い水準にあり、引き続き財政健全化により一層努める必要がある。今後も医療や福祉サービスなどの社会保障関連経費や公共施設等の整備・維持保全・長寿命化にかかる経費の増加が見込まれ、財政負担はさらに厳しさを増していくことが予測されることから、財政健全化に向けた取り組みを着実に進めていくよう強く要望する。

平成28年度荻田町公営企業会計の資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成28年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

第2 審査の期間

平成29年8月3日から8月8日

第3 審査の方法

審査は、町長から審査に付された平成28年度決算に係る荻田町公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係法令に準拠し、算定されているか、算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された平成28年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

公営企業会計における資金不足比率は、下記のとおりである。

資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位：%)

事業会計の名称	比 率			経営健全化基準
	28年度	27年度	対前年度 増 減	
荻田町水道事業会計	—	—	—	20.0
荻田町下水道事業会計	—	—	—	
荻田臨空産業団地開発事業特別会計	—	—	—	

(注) 資金不足額がない場合は「—」を記載した。

※個別意見

①水道事業会計について

決算審査意見書に記載した財務の短期流動性を表示する流動比率は293.8%となっている。また、資金不足比率は△144.6%(1年以内償還の企業債は流動負債として計上するよう改められたが、資金不足比率の算定においては、算入対象とはならないため流動負債から除外して計算している)となっている。

経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお、良好な状況にあると認められる。

②下水道事業会計について

決算審査意見書に記載した財務の短期流動性を表示する流動比率は83.7%(公共下水道事業67.6%、農業集落排水事業250.4%)となっている。また、資金不足比率は△75.4%(1年以内償還の企業債は流動負債として計上するよう改められたが、資金不足比率の算定においては、算入対象とはならないため流動負債から除外して計算している)となっている。

経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお、良好な状況にあると認められる。

③荻田臨空産業団地開発事業特別会計について

経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、平成28年度歳入歳出差引額に販売可能な土地の収入見込み額を算入して計算した。

資金不足比率は△100.0%となっており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお、良好な状況にあると認められる。

第5 総合意見

資金不足比率が経営健全化基準を下回っており、現時点では特に指摘すべき事項はないが、今後とも行財政改革を着実に進めていくよう努められたい。下水道事業会計については、一般会計からの繰入削減を意識しながら、より健全な財政運営を行っていただくよう希望する。